

令和元年度第2回下請法基礎講習会 名護市で開催!

下請法ってなんだろう。

下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、下請取引の適正化・下請事業者の利益保護を目的とした法律です。

沖縄総合事務局では、毎年、下請法違反行為を未然に防止するために、下請法の基礎知識の習得を希望する方を対象とした講習会を開催しています。

無料 ですので、お気軽にご参加ください！！！

1. 日時

令和元年9月24日（火）14時00分～15時30分

2. 場所

沖縄県名護市大中一丁目19番24号 名護市産業支援センター 中会議室

3. 定員（原則として1事業者につき2名以内）

70名

4. 対象者

下請法の基礎知識の習得を希望する方

5. 当日の開場・受付時間等

- 開場・受付開始時間は、講習会開始時間の20分前です。
- 講習会で使用する資料は、当日会場で配布します（教材費無料）。

6. 参加申込方法及び注意事項

- お申込みはこちらから

申込フォーム（ここをクリックして下さい。）

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/h31shitauke_kiso.html

※申込フォームから申し込めない方は、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

- 申込フォームへの入力を完了すると、入力されたメールアドレス宛てに「到達通知」のメールが送信され、当該メールの受信をもって申込登録となります。
- 講習会当日は、当該「到達通知」のメール又は申込フォームの「講習会の申込登録結果」の画面を印刷したものを御持参ください。
- 募集定員に達し次第、お申込みの受付を終了いたします。なお、募集定員に達しない場合でも、開催日の3日前にお申込みの受付を終了いたします。
- 入手した個人情報は、講習会業務以外の目的には使用いたしません。
- 駐車場はありませんので、近隣のコインパーキング又は公共交通機関等をご利用して御来場くださいませ。よろしくお願い致します。



問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（担当：山里、宇座）

電話 098-866-0049（直通）